

18. 台東区保育所入所基準

選考にあたっては、基本指数及び調整指数をもとに、児童のおかれている状況、家族構成などを考慮し、総合的に判断します。原則として台東区民を優先します。

(1) 基本指数 ※保護者1人につき最大20点が加算されます。

項目	保護者の状況（保育にあたれない理由）				基本指数
	類型	細 目			
1	就労	①居宅外就労及び 自営の中心者	おおむね週5日以上 の就労	月20日以上、1日8時間以上の就労を常態	20
				月20日以上、1日7時間以上8時間未満の就労を常態	19
				月20日以上、1日6時間以上7時間未満の就労を常態	18
				月20日以上、1日5時間以上6時間未満の就労を常態	17
				月20日以上、1日4時間以上5時間未満の就労を常態	16
			おおむね週4日以上 の就労	月16日以上、1日8時間以上の就労を常態	18
				月16日以上、1日7時間以上8時間未満の就労を常態	17
				月16日以上、1日6時間以上7時間未満の就労を常態	16
				月16日以上、1日5時間以上6時間未満の就労を常態	15
				月16日以上、1日4時間以上5時間未満の就労を常態	14
			おおむね週3日以上 の就労	月12日以上、1日8時間以上の就労を常態	16
				月12日以上、1日7時間以上8時間未満の就労を常態	15
				月12日以上、1日6時間以上7時間未満の就労を常態	14
				月12日以上、1日5時間以上6時間未満の就労を常態	13
				月12日以上、1日4時間以上5時間未満の就労を常態	12
			その他の就労	上記に当てはまらない1か月48時間を超える就労及び就労実績3か月未満	11
		②自営の協力者 （居宅内）	おおむね週5日以上 の就労	月20日以上、1日8時間以上の就労を常態	19
				月20日以上、1日7時間以上8時間未満の就労を常態	18
				月20日以上、1日6時間以上7時間未満の就労を常態	17
				月20日以上、1日5時間以上6時間未満の就労を常態	16
				月20日以上、1日4時間以上5時間未満の就労を常態	15
			おおむね週4日以上 の就労	月16日以上、1日8時間以上の就労を常態	17
				月16日以上、1日7時間以上8時間未満の就労を常態	16
				月16日以上、1日6時間以上7時間未満の就労を常態	15
				月16日以上、1日5時間以上6時間未満の就労を常態	14
				月16日以上、1日4時間以上5時間未満の就労を常態	13
			おおむね週3日以上 の就労	月12日以上、1日8時間以上の就労を常態	15
				月12日以上、1日7時間以上8時間未満の就労を常態	14
				月12日以上、1日6時間以上7時間未満の就労を常態	13
				月12日以上、1日5時間以上6時間未満の就労を常態	12
				月12日以上、1日4時間以上5時間未満の就労を常態	11
			その他の就労	上記に当てはまらない1か月48時間を超える就労及び就労実績3か月未満	10
			内職	内職を常態(出来高など実績のわかるものを提出)	
2	出産	出産(出産日から起算して8週間を経過する日の月末まで適用)			8
3	保護者の疾 病、障害	障害	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳(療育手帳)1～3度、精神障害者保健福祉手帳1～3級		20
			身体障害者手帳3級、愛の手帳(療育手帳)4度		16
			身体障害者手帳4級		12
		入院	1か月以上の入院		20
		疾病	常時臥床・精神性・感染性・伝染性・伝染性		20
			常時安静を要する		18
4	看護 介護	病院等付添	病院等付添(週4日以上)		16
			病院等付添(週4日未満)		14
		寝たきり高齢者、ま たは重度心身、障害 者等の介護	月20日以上	要介護4・5、身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度の者を日中4時間以上在宅介護している場合	20
			月16日以上	要介護4・5、身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度の者を日中4時間以上在宅介護している場合	18
			月12日以上	要介護4・5、身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度の者を日中4時間以上在宅介護している場合	16
			月20日以上	要介護3、身体障害者手帳3級、愛の手帳3・4度の者を日中4時間以上在宅介護している場合	18
			月16日以上	要介護3、身体障害者手帳3級、愛の手帳3・4度の者を日中4時間以上在宅介護している場合	16
			月12日以上	要介護3、身体障害者手帳3級、愛の手帳3・4度の者を日中4時間以上在宅介護している場合	14
		自宅療養者の看護等	上記以外の要件で、看護等が必要と台東区が認める場合		
5	災害	災害等による家屋の損傷、その他災害復旧に当たる場合			20
6	求職活動	就労内定	保育実施予定日から就労開始予定(要就労証明書等提出)		7
		求職活動	求職活動、または起業準備のため外出を予定		6
7	就学	就学・ 技能習得	通学の場合(指数は項目1－①を準用し4減じる)		16～7
			在宅の場合(指数は項目1－②を準用し4減じる)		15～6
8	特例	上記のほか、明らかに保育が必要と台東区が認める場合(指数は審査会議において決定)			

(注1) 基本指数の算定は保護者が2人のときは指数を合算するものとし、保護者が1人のときはその指数に20を加えます。

(注2) 複数の事由に該当する場合は、そのうち点数の高いもの一つを採用します。

(注3) 就労時間には、休憩時間を含みます。また、時短勤務等の場合でも所定労働時間で採点します。

(注4) 「自営の中心者」とは、経営者及び経営者以外で就労時間に対して妥当な給与(最低賃金以上)を支給されている者をいいます。

(注5) 「自営の協力者」とは、上記注4にあてはまらない自営業従事者(自営業専従者、家族従業者等)をいいます。

(注6) 「感染性疾患」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条の2が適用されている者又は同条に該当する病状にある者若しくは児童に感染させる恐れのある者がいる場合をいいます。

(注7) 「一般療養」とは、少なくとも週1回以上の通院を必要とする病状にあって、医師から安静又はこれに近い療養を指示されている状態をいいます。

(注8) 「病院等付添」とは、自宅や病院等で看護に従事する者又は身体障害児の通学等に月12日以上付添をする場合をいいます。

(注9) 「自宅療養」とは、自宅における軽度病人の看護等をいいます。

(注10) 「就学・技能習得」の技能習得とは、学生として学ぶことで就業に繋がる技能を習得できる講義を受講していることをいいます。

(注11) 提出書類等に整合性のない場合は、減点となる場合があります。

(2) 調整指数

調整指数は、児童の属する家庭の状況に応じて、保育の必要な状態をさらに明確にするために設けるものであり、保育所入所基準による基本指数に、必要に応じて加算又は減算するものです。

項目	条 件		指数
1	子どもの保育状況（１～１２のどれかを加算する）	認証・認可外保育所・保育ママ・ベビーシッター等、認可保育所及び地域型保育事業施設（小規模保育所・家庭的保育事業・事業所内保育事業等）並びに緊急保育室等以外の施設に委託（週３日昼間４時間以上）	8
2		認可保育園に在園（台東区外）	7
3		保育の必要性があるため、あずかりすくすくサポートや認可保育園の一時預かりを利用（リフレッシュ利用等を除く）	6
4		幼稚園に在園	5
5		認可保育園に在園又は地域型保育事業施設（小規模保育所・家庭的保育事業・事業所内保育事業等）・緊急保育室を利用（台東区内）	5
6	保護者	産休中で同一職場へ復職予定	7
7		育児休業中で同一職場へ復職予定	7
8		保護者が職場や就学先で就労又は就学中に保育	5
9		保護者が自宅で保育（求職中・就労内定）	3
10	保護者以外	知人が保育	5
11		祖父母が保育	4
12		祖父母以外の親族が保育	4
13	ひとり親世帯	(1)離婚届・死亡届等を提出後３ヶ月以内等、生活の激変を緩和する必要がある場合（転園申請は除く）	基本指数が20になるまで
		(2)上記以外のひとり親世帯（転園申請は除く）	5
	ひとり親に準ずる世帯	(3)離婚調停中で別居（要証明書類提出、転園申請は除く）	3
14	世帯の状況（該当する項目を加算、減算する）	生活保護を受給している世帯（転園申請は除く）	2
15		児童福祉等の観点から特別の配慮が必要と認められる場合	1～5
16		申請児童本人又は同一世帯内のきょうだいが身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を交付されている	2
17		保護者のいずれもが身体障害者手帳１・２級、愛の手帳１～３度、精神障害者保健福祉手帳１～３級の１つに該当する場合（転園申請は除く）	4
18		保護者のいずれかが身体障害者手帳１・２級、愛の手帳１～３度、精神障害者保健福祉手帳１～３級の１つに該当する場合（転園申請は除く）	2
19		きょうだいで同一の認可保育園を希望する転園申請	4
20		きょうだい（卒園する児童を除く）が認可保育園に在園している（転園申請は除く）	4
21		保護者と同居している未就学児が３人以上いる（多子世帯）	2
22		保護者と同居している小学生以下のきょうだいがいる	1
23		きょうだい２人以上の同時申請（転園申請は除く）	1
24		多胎児の同時申請（転園申請は除く）	2
25		年齢上限のある区内の認可保育施設（認可保育園・地域型保育事業等）を卒園する台東区在住の児童で、引き続き保育が必要な場合（４月入所のみ適用）	5
26		在園している区内の認可保育施設の閉園が決定したことによる転園申請（閉園決定後に入所した児童及び卒園まで在籍可能な児童を除く）	5
27		入所申請から連続した６か月以上待機している（転園申請は除く）	2
28		生計中心者が失業（３か月以内）したことにより、就労の必要性が高い（転園申請は除く）	2
29		保護者が区内の保育施設（認可保育所・認定こども園・地域型保育施設・認証保育所・緊急保育室・定期利用保育事業）及び幼稚園において、保育士・保育教諭・幼稚園教諭・看護師・栄養士として、月１２０時間以上の就労をしている又は就労内定の場合（転園申請は除く）	2
30		祖父母がいるが、遠方、就業、病気等により保育にあたれない理由がある（不存在含む）	1
31		申請児童本人が保育審査会において医療的ケア児保育を受けることが可能であると判断された場合	15
32		基本指数が就労で算定されている場合で、就労できない在留資格（家族滞在等）で資格外活動許可書の提出のない場合（ただし、資格外活動許可書申請中であることを確認できた場合を除く）	－2
33		保育所保育料を６か月以上滞納している世帯	－15
34		保育所又は認定こども園の内定を断った場合（入所前の面接・健康診断を受けないことや申込者の自己都合による内定取消を含む）	－5

調整指数は重複可能ですが、１～１２はいずれかひとつのみ適用します。また、１３～３４の一部は重複できません（詳細は注記をご確認ください）。

（注１）項目１については、保護者が就労している等（就労内定、求職活動、育児休業中を除く）で、有償で契約し保育を必要とする時間帯に委託していることが、条件です。

（注２）項目１のベビーシッターとは、協会等に登録のある者に委託していることが条件です。

（注３）項目７の育児休業中とは、育児・介護休業法等の規定に基づくもののほか、自営業者等が育児・介護休業法に規定されている育児休業の取得可能期間（原則１歳まで。場合により１歳６か月・２歳までの延長可）において取得する育児に関する休業を含みます。

（注４）項目１３（１）については、１３（２）と比較し高い方で加点します。

（注５）項目１４～１８、２８については、入所審査月の状態で判断します。

（注６）項目１４と１５、１７と１８についてはそれぞれ重複できません。高い方で加点します。

（注７）項目１９については、きょうだいの在園する園以外を同時に申請した場合は、他の園の利用調整時は加算されません。

（注８）項目２３については、入所の意志のないきょうだいの申請は加算できません。また、３人以上の同時申請で、２人以上が転園申請でない場合は、転園申請でない子のみ加算の対象となります。例）①きょうだい３人の申請で、そのうち２人が転園申請の場合…３人とも加算対象外
②きょうだい３人の申請で、そのうち２人が転園申請でない場合…転園申請でない２人のみ加算対象

（注９）項番２６については、閉園後の事業譲渡先や受入施設等により、次の入所先が確保されている場合も除きます。

（注１０）項番２７については、内定を断った場合は対象外です。内定を断った月の翌月から起算して６か月間待機した場合、再度対象となります。

なお、本注意事項の内容は令和９年５月入所から適用し、それまでの間は令和７年１０月１日改定の本基準の方法により算定します。

（注１１）項目２９については、就労証明書と同意書の提出が必要です。

（注１２）項目３４については、辞退した入所月の翌月から起算して６か月間適用します。例）４月入所辞退…５月～１０月入所まで－５点

(3) 指数同一の場合の優先項目

利用調整においては選考指数が同一の場合、以下の優先項目等により総合的に判断します。

きょうだいが同一の保育園に在園している
生活保護受給世帯等生活が困窮していることが明らかな世帯
保護者の就労状況（勤務地、勤務時間等）
ひとり親世帯
年齢上限のある区内の認可保育施設の卒園児（4月入園のみ）
在園している区内の認可保育施設の閉園が決定したことによる転園申請（閉園決定後に入園した児童及び卒園まで在籍可能な児童を除く）
保護者どちらかが単身赴任（住居別）
多胎児
きょうだいの数
待機期間
同一年度内の入所内定で内定辞退をしていない
単園希望ではない
祖父母の状況
保護者どちらかが身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を交付されている

たとえば・・・

保護者共にフルタイム勤務、現在育児休業中、1人目のお子さま、
祖父母は両方とも遠方の場合

基本指数 各保護者 20点
(計40点)

調整指数 育児休業中 7点
祖父母が保育にあたれない 1点

合 計 48点

